

平成 27 年度 第 1 回門真市防災会議 議事録

- 日 時 平成 27 年 11 月 4 日（水）午後 3 時から午後 3 時 55 分まで
- 場 所 門真市保健福祉センター 4 階 会議室
- 出席者 園部委員、松井委員、五十井委員、神田委員、北村委員、川本委員、西口委員、三宅委員、児玉委員、樋口委員、古川委員、井上委員、西森委員、滝川委員
（代理出席）梅田委員、森脇委員、和田委員、板坂委員、寺西委員
（欠席）寺前委員、木下委員、樺山委員、石黒委員、有家委員、山下委員
- 事務局 重光総務部長、石丸危機管理課長、森井危機管理課長補佐、谷本危機管理課係員
（受託業者）国際航業株式会社 板原、福田、檀
- 傍聴者 2 名

○開会

事務局： 定刻となりましたので、只今より平成 27 年度第 1 回門真市防災会議を開催いたします。開催にあたりまして、本会議の会長であります園部市長より、ご挨拶申し上げます。

それでは、園部市長よろしく申し上げます。

○あいさつ

会 長： 平成 27 年度第 1 回門真市防災会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本会委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙の中、各方面より専門委員としてご参集いただき、誠にありがとうございます。

また、平素より、本市の防災対策の推進にあたりまして、それぞれのお立場から格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして重ねて御礼申し上げます。

さて、今年もあと 2 ヶ月を残すところとなりました。

本年を振り返りますと、5 月の鹿児島県口永良部島の噴火に伴う全島避難や、9 月の関東・東北豪雨では鬼怒川が決壊するなど多くの住民の皆さんが被災されました。

わが国においては、毎年のように大規模な自然災害が全国各地で発生し、多くの方々が被害に遭われている状況にあり、本市といたしましても、市民の皆様方の安全・安心に万全を期す所存であります。

そのためにも、現状に即した防災計画の策定が必要であり、防災・減災の立場から想定外の災害にも対応可能なより実効性のある計画となるよう、昨年11月に「門真市地域防災計画」の改定方針についてご審議いただいたところであります。

本日の門真市防災会議では、「門真市地域防災計画素案」につきましてご審議いただきますが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴し、この「門真市地域防災計画」が実効性のある計画と成りますようご協力いただきたく、本会会長と致しましてお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、事前に配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず、はじめに、「平成27年度 第1回門真市防災会議 次第」と書かれたものが1枚。

次に、資料1と書かれた「門真市防災会議委員名簿」が1枚。

次に、資料2と書かれたファイルの「門真市地域防災計画素案」が1冊。

次に、資料3と書かれた「門真市地域防災計画素案の概要」が1枚。

次に、資料4と書かれた「市民事業者アンケート結果の地域防災計画への反映」が1枚。

次に、資料5と書かれたホッチキス止めの「改定の基本方針の該当箇所一覧」が2枚。

次に、資料6と書かれた「門真市地域防災計画改定スケジュール」が1枚。

最後に、参考資料と書かれた「市民事業者アンケート報告書」が1冊。

資料の確認につきましては、以上でございますが、不足の資料等がございましたら、挙手をお願いいたします。

資料等の過不足はございませんでしょうか。

なお、この会議につきまして、会議録作成のため録音を行っておりますので、ご発言の際は挙手いただき、事務局よりマイクをお持ちいたしますので、その後ご発言いただきますようご協力お願い申し上げます。

○委員の紹介

事務局： 続きまして、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、農林水産省近畿農政局大阪支局総括農政推進官の松井委員でございます。

委員： 松井です。よろしく願いいたします。

事務局： 次に、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長の梅田委員の代理で地域防災調整官の渡部様でございます。

代理委員： 渡部です。よろしくお願いいたします。

事務局： 陸上自衛隊第36普通科連隊第5中隊長の五十井委員でございます。

委員： よろしくお願ひします。

事務局： 続きまして、大阪府枚方土木事務所地域支援・企画課長の神田委員でございます。

委員： 神田でございます。よろしくお願ひします。

事務局： 次に、大阪府守口保健所長の森脇委員の代理で企画調整課長の川村様でございます。

代理委員： 川村でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 次に、大阪府門真警察署長の和田委員の代理で警備課長の秋山様でございます。

代理委員： 秋山と言ひます。よろしくお願ひします。

事務局： 次に、守口市門真市消防組合消防本部消防長の児玉委員でございます。

委員： 児玉でございます。よろしくお願ひします。

事務局： 次に、門真市消防団長の樋口委員でございます。

委員： 樋口です。よろしくお願ひします。

事務局： 次に、日本郵便株式会社門真郵便局長の古川委員でございます。

委員： 古川です。よろしくお願ひします。

事務局： 次に、西日本電信電話株式会社大阪支店設備部長の板坂委員の代理で設備部災害対策室担当課長の伊藤様でございます。

代理委員： 伊藤と申します。よろしくお願ひします。

事務局： 続きまして、大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部建設チームマネージャーの井上委員でございます。

委員： 井上でございます。よろしくお願ひします。

事務局： 門真市医師会会長の寺西委員の代理で門真市医師会事務長の西田様でございます。

代理委員： 西田と申します。よろしくお願ひします。

事務局： 続きまして、門真市薬剤師会会長の西森委員でございます。

委員： 西森と申します。よろしくお願ひします。

事務局： 続きまして、門真市歯科医師会会長の滝川委員でございます。

委員： 滝川でございます。よろしくお願ひします。

事務局： 次に、門真市副市長の北村委員でございます。

委員： 北村でございます。どうぞよろしくお願ひします。

事務局： 同じく、門真市副市長の川本委員でございます。

委員： 川本でございます。いつもお世話になります。どうぞよろしくお願ひします。

事務局： 次に、門真市教育委員会教育長の三宅委員でございます。

委員： 三宅です。よろしくお願ひします。

事務局： 門真市上下水道局水道事業管理者職務代理者の西口委員でございます。

委員： 西口でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、事務局を紹介させていただきます。

総務部長の重光でございます。

総務部危機管理課長補佐の森井でございます。

同じく危機管理課の谷本でございます。

続きまして、委託事業者で国際航業株式会社の福田でございます。

同じく国際航業株式会社の板原でございます。

同じく国際航業株式会社の檀でございます。

最後に、私が総務部危機管理課長の石丸でございます。

紹介につきましては、以上でございます。

○会議公開の報告について

事務局： それでは、これより議事に移らせていただきます。

門真市防災会議条例第3条に基づき会議進行につきまして、会長となっておりますので、会長どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長： それでは、議事を進行いたします。

多くの審議事項がございますので、委員各位には、円滑なる会議運営へのご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

会長： はじめに、「会議公開の報告について」、事務局より説明願います。

事務局： 会議公開の報告について、ご説明申し上げます。

門真市では、市民参加による市政の推進と審議会等のより公正な運営を図るという観点から、会議の公開に努めているところでございます。

本会議は災害対策基本法の定めるところにより、審議等を行うために設置する機関となっておりますので、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき会議の公開が原則となることから、昨年度の防災会議にて会議の公開について諮らせていただき、「異議なし」と決したことから、本会議については公開しておるところでございます。

ただし、門真市情報公開条例で規定されております、公開しないことができる情報を審議する場合や、公開することによって公正・円滑な審議が著しく阻害される場合には、会長が本会議に諮り、会議の公開の可否を決定していただくこととなります。

以上で、説明を終わります。

会長： 説明は終わりました。

○会議録署名の報告について

会 長： それでは続いて、「会議録署名の報告について」、事務局より説明願います。

事務局： 会議録署名の報告について、ご説明申し上げます。

門真市防災会議運営要領第7条において、議事録の確定は会長が会議において指名した委員2人によって行うものと規定しております。

昨年度におきまして、会長の指名により委員2人には大阪府枚方土木事務所の神田委員と、守口市門真市消防組合消防本部の児玉委員が指名されておりますのでご報告申し上げます。

以上で、説明を終わります。

会 長： 説明は終わりました。

それでは、大阪府枚方土木事務所の神田委員と、守口市門真市消防組合消防本部の児玉委員には、よろしく願い申し上げます。

○門真市地域防災計画素案について

会 長： 続いて、「門真市地域防災計画素案について」事務局より説明願います。

事務局： それでは、門真市地域防災計画素案について私の方から説明いたします。

まず、これまでの経過についてですが、門真市地域防災計画の改定におきましては、平成26年11月に平成26年度第1回防災会議にて改定方針の了承をいただきました。その後、事務局にて地域防災計画事務局案を作成し、平成27年5月に防災会議委員であります各防災関係機関の皆様、庁内各課への事務局案に対する意見照会を実施いたしました。

いただいたご意見をもとに、庁内会議、作業部会等を経て、本日の地域防災計画素案の作成に至っております。

それでは、資料2から5について、説明いたします。

まず資料2が、門真市地域防災計画素案です。

資料2の内容については、ボリュームが大きく、全てご説明することはできませんので、資料3の門真市地域防災計画素案の概要に基づき、説明をさせていただきます。

資料3ということで、右肩に資料番号をふっておりますけれども、A4サイズ1枚の両面印刷白黒のものが手元にございますでしょうか。

それでは、こちらに関しまして説明をいたします。

資料3のまず1番ですけれども、門真市地域防災計画の構成というところから説明いたします。

門真市地域防災計画の構成は以下のとおりとし、各編の内容についての改定を今回実施しております。大きく分けて4つの構成となっております、①総則・災害予防

対策、②地震災害応急・復旧・復興対策、③風水害等応急・復旧・復興対策、④資料となっております。

④の資料編につきましては、平成27年度第2回門真市防災会議にてお示ししたいと考えております。

また、地域防災計画につきましては、災害対策基本法において「大綱」とされていることや大阪府地域防災計画をはじめとする上位計画等との整合性などから、関係機関が実施する防災活動について総括的な内容となっております。

また、地域防災計画のほかに、市職員初動要領、災害対策本部運営マニュアル、避難行動要支援者マニュアル、避難所運営マニュアル（市職員用）、水害による避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を予定しております。

それでは、資料3の2番目、改定の基本方針ですが、今回の地域防災計画改定の基本方針は、資料3に示している5点としております。1点目、災害教訓や新たな被害想定への対応、2点目、各種法令や上位計画への対応、3点目、公民協働を基軸とした地域防災力の醸成、4点目、地域特有の災害リスク低減への対応、5点目、多様な主体の意見の反映、としております。

そして、資料3の裏面に続きます。3番目、主な改定内容ということで、7点を挙げております。

まず（1）防災関係法令・指針等との整合ですが、国の法律の改正や基準の見直しとして、災害対策基本法（平成25年6月21日改正、平成26年10月14日改正）の主な内容について説明いたします。

平成25年6月の改正につきましては、国による被災地方公共団体の支援強化、避難行動要支援者名簿の作成、各主体（市、事業者、住民）の役割の明確化、ボランティアとの連携、災害応急対策従事者の安全確保などが主な改正内容となっており、それらに対する反映を行っております。

次に、平成26年10月の改正ですが、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置が実施可能となりました。

次に、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月作成）等の内容について説明いたします。

取組指針の基本的な主な考え方としては、3点挙げさせていただいております。

1点目、災害から受ける影響について、男女の違い等に配慮する。

2点目、男女の人権を尊重して安全・安心を確保する。

3点目、要配慮者への対応との連携に留意するものとなっております。具体的には、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定程度を備蓄す

るとともに、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・事業者等と協定を締結し、災害発生時に速やかに調達・輸送できるようにしておくこと。

妊産婦や乳幼児を連れた保護者は、避難に時間と支援を要することが多いため、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全を確保できる場所への避難誘導・避難介助を行うこと。避難所では、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けることを規定しています。生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付する、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法を工夫すること。女性や子どもに対する暴力等を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備する、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮すること。

以上のような項目について、今回門真市地域防災計画素案に反映しております。

続きまして、資料3の(2)大阪府地域防災計画修正(平成25年度)との整合について説明いたします。

上位計画である、大阪府地域防災計画との整合を図っております。大阪府地域防災計画の主な内容について、説明いたします。

まず1点目、災害対策の実施にあたって多様な主体の自発的な防災活動の推進を規定しています。こちらは、住民や事業者、ボランティア等が一体となって取組みを進めていくということについて記載されています。

2点目、南海トラフ巨大地震に備えた市の防災機能の強化ということで、内容としては、業務継続計画(BCP)の作成や幹部を含めた職員への防災教育の一層の充実ということが記載されています。

3点目、自助・共助の充実ということで、地区防災計画の策定や、住民の基本的責務において食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練の参加等、過去の災害から得られた教訓の伝承を記載されています。

4点目、逃げるための対策の総合化というところでは、避難計画の作成、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等による住民等への周知徹底、また避難行動要支援者支援プラン及び作成指針の策定することなどが記載されています。

5点目、被災者のQOL(Quality of Life)ということですが、『生活の質』ということで、被災者の避難所における生活の質等の向上について記載されています。避難所等における生活環境の向上、必要物資の供給体制を強化することなどが記載されています。

あと6点目といたしまして、帰宅困難者支援対策、帰宅困難者については、府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、むやみに移動を開始しないという基本原則の下、取組みを推進することとなっています。

以上、大阪府地域防災計画修正の内容でした。

資料3に戻りまして、(3)東日本大震災等の教訓の反映としまして、資料に記載しております5点について反映を行いました。

まず1点目、庁舎機能の喪失又は著しい低下等が生じる可能性があることを考慮し、災害対策本部機能の維持・確保、都道府県からの迅速な支援のあり方を検討、整備を行うこと。

2点目、防災行政無線のみならず、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用、衛星携帯電話など多様な伝達手段を確保すること。

3点目、避難指示等の呼びかけを行う者、水防活動に当たる者など、防災事務に従事する者の安全の確保に配慮すること。

4点目、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進すること。

5点目、国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受入れについて受援計画等を検討、整備することとなっております。

次に、(4)最新の被害想定結果の反映というところでは、今回、南海トラフの巨大地震による被害想定(南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会)の反映を行っております。こちらの方については、資料2の方で見ていただければと思います。総則の11ページということで、各ページの下にページ番号をふっておりますが、左右に通し番号もふっております。通し番号で言いますと、11ページと書いておりますところをご覧くださいませでしょうか。

第2節「地震災害の想定」となっておりますが、大阪府の南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(平成26年1月24日)において、南海トラフ巨大地震による被害想定が報告されました。

門真市においては、震度5弱～6強、全壊建物約1,300棟、半壊建物約5,700棟、建物倒壊による死者が14名、火災による死者が14名と想定されています。

一方、門真市における地震被害が最大となるものは、生駒断層帯地震であり、震度4～7、全壊建物約11,000棟、半壊建物約8,500棟、建物倒壊による死者が300名、火災による死者が194名と想定されています。

避難所の指定、物資の備蓄等の門真市の防災対策につきましては、生駒断層帯地震による被害想定を念頭に置きながら検討を実施しているところです。

資料をいったりきたりで申し訳ございませんが、資料3の(5)南海トラフ地震防災対策推進計画のところを説明いたします。

南海トラフ地震防災対策推進計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(中央防災会議平成26年3月28日)及び南海トラフ地震防災対策推進計画作成例(消防庁平成26年7月11日)の内容を反映し、南海トラフ地震防災対策推進計画としてとりまとめております。その内容につきましては、資料2の通し番号289ペー

ジからが南海トラフ地震防災対策推進計画となっており、簡単に説明いたします。門真市におきましては、南海トラフ巨大地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域に含まれており、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されております。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的として、作成しています。内容といたしましては、見出しのみ読み上げますと、第1章に総則、第2章に関係者との連携協力の確保、第3章に円滑な避難の確保に関する事項、第4章に地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画、第5章に防災訓練計画、第6章に地震防災上必要な教育及び広報に関する計画、という内容についてとりまとめたものとなっております。内容の詳細については、割愛をさせていただきます。

それでは、資料3の方に戻ります。

資料3の(6)記載様式等の一部変更というところですが、今回門真市地域防災計画につきましては、検索性や見易さの向上を目的として、文書スタイルの変更等を行っております。それでは、どのように変更したのかというところですが、こちらにも実例を見て説明いたします。資料2の通し番号55ページを見ていただければと思います。タイトルが第4節災害時医療体制の整備というページになります。そちら、どこがどう変わったのかというところですが、地域防災計画ボリュームがかなり大きいということで、どこに、何が書いてあるか分からないといけない、というところがあります。

検索性の向上を目的といたしまして、ヘッダの追加を行い、今自分が見ているページが何編の何章の何節なのか、というのが見てわかるようにしております。

また、記載様式につきましても、第4節の見出しですとか、第1災害医療の基本的考え方というところがありますけれども、その見出しを他の文字と変えたり、色を変えたりすることで目立たせることで向上を図っております。

また、第4節のタイトルの下ですけれども、そこに第4節では何が書かれているのか、目次を全て記載しております。表のところになりますが、項目のところから第8まで書いております。また、それぞれの各項目について、実施担当機関としてどこが行うのか、それぞれの項目について記載しております、ここを見ることによって、この節の内容がどういうことが書いてあって、誰が行うのか、というのを一目で見てわかるようにしております。また、詳細につきましては、これ以降のページに記載しているという形式にしております。

次に、通し番号 168 ページをご覧ください。第 8 節消火・救助・救急活動というタイトルになっております。予防計画と同様に、各節の頭には、その節の記載項目と実施担当機関の一覧を記載しており、各節の概要がすばやく把握できるようにしております。

また、応急対策については、各実施項目につきまして、発災前および発災後のどの時間から開始するものなのか、タイムラインの要素も追加し、誰が、どのタイミングで、何を実施すべき事項なのかを一覧できるようにしました。

続きまして、また資料の 3 に戻りますが、(7) 多様な主体の意見の反映のところですが、昨年度実施した市民事業者アンケート、各種団体へのヒアリングの結果について、今回地域防災計画に反映しております。ヒアリングにつきましては、門真市医師会、市内 4 つの障がい者関係団体、民生委員児童委員、障がい者関連の事業者などで構成されるサービス調整会議、門真市 PTA 協議会にヒアリングを実施しております。また、その内容を地域防災計画素案に反映しております。

以上が、門真市地域防災計画素案の概要となります。資料 2 と資料 3 について、説明させていただきました。

すいません、ちょっと長くなりますが、続きまして、資料 4 の方の説明に移ります。資料 4 ということで、A 4 白黒両面印刷のもの、右上に資料 4 と書いておる資料です。こちらについて、説明をいたします。

はじめに、昨年度実施いたしました市民事業者アンケートですが、そこから門真市の防災に関する課題を抽出しております。また、抽出した課題につきましては、資料 4 の 2 番目市民事業者アンケートから抽出した課題ということで、①から⑧までを挙げております。これら抽出した課題について、反映を行っております。

8 点としましては、1 点目防災意識の向上、2 点目防災訓練の実施、参加への啓発、3 点目情報伝達手段の多様化、4 点目備蓄の推進（家庭、事業所、市）、5 点目トイレ対策の推進、6 点目事業所との協定の締結推進、7 点目帰宅困難者対策の推進、8 点目避難行動要支援者に対する支援対策の推進となっております。こちらにつきましては、アンケート結果からこのような課題を抽出いたしまして、それに対して地域防災計画素案にも記載を盛り込むものとしております。

簡単に説明させていただきますと、資料 2 の方を見ていただくこととなりますが、こちら資料 2 の通し番号 15 ページから 18 ページのところ、市民の防災意識の向上というところで記載をしております。資料 2 の第 3 市民の防災意識の向上ですが、**「自分の命は自らで守る」**という防災の原点に立ち、過去の災害教訓から公助の限界も見据え、自発的な減災への取り組みや食料の備蓄、地域や近所の人々が互いに助け合える関係づくりが重要であることを周知する。また、地域の災害情報の提供や防災知識の普及により、市民の防災意識の向上を図る。こちらについては、市民事業者

アンケートを昨年度実施いたしましたして、その結果、家族間での防災に対する話し合いや備えを何もしていない、という回答が多かった、門真市においては地震や火災に対する関心が高かったということ、地震火災に対しては初期消火活動や近隣住民による消火活動が必要という結果等が出ましたので、それら地域の住民に対する防災意識の向上が必要であるということから、今回このような文言を盛り込んでおります。

また、他にも通し番号 37 ページから 40 ページ、防災訓練の実施のところですが、第 5 防災訓練の実施というところを記載しております。またその次のページ、38 ページには防災訓練としてどのような訓練をしていくか、というところを記載しております。こちら、市民事業者アンケートでは、過去 1 年間に地域の防災訓練に参加したことがあるか、に対して、参加しなかったという回答が約 80 パーセント、それから、過去 3 年間に実施した防災訓練として少なかったものが、災害時要援護者をどのように支援していくか、避難所に宿泊体験してみるとか、防災マップなどの地図を使った図上訓練などがあまりなされていないという結果がでておりますので、今後もそういったところにも力を入れていこうという風に考えております。

その他にも、関係機関との連携体制の整備、情報収集伝達体制の強化、市民における備蓄の推進、要配慮者対策、避難所対策、帰宅困難者対策等ありますけれども、それらについて、今回地域防災計画素案にも追加しておるといところです。

以上で、資料 4 の説明を終わります。

続きまして、資料 5 としましては、A 3 の縦長のものになりまして、右上に資料 5 と記載しているものになります。こちらにつきましては、この資料がどういったものか、という説明をいたします。タイトルといたしまして、「改定の基本方針」の該当箇所一覧となっておりますが、先ほどの資料 3 で説明いたしました基本方針を 5 点掲げておりましたが、この基本方針について、どういった項目がどこ編のどの章のどの節にどういったことが書かれているのか、という対応を示した資料になっております。表の見方について説明いたしますと、資料 5 の 1 枚目の 1 番上、改定項目といたしまして災害教訓の課題への対応とありまして、その大きな項目の中には、①災害対策本部機能の維持・確保、都道府県からの迅速な支援のあり方の検討、②多様な情報伝達手段の確保、③防災事務に従事する者の安全の確保、④災害対応が中・長期間にわたる場合の影響の考慮、という風に続いていくんですけども、大きな見出しの下にそれぞれの小さな見出しがあって、それぞれの①②③につきましては、その横にそれがどこの編に書いてあるのか、地震災害応急対策なのか、風水害応急対策なのか、災害予防対策のどこなのか、それぞれの各編のどこの章の第何節に書いておって、どこのページ書かれているのか、というところを取りまとめたものとなっております。今回、改定の基本方針と挙げたものは 5 点となりますが、その中身につきましては、多様なものになりまして、それぞれにつきましては、資料 5 に記載させていただいておりま

す。また、資料の中で、改定項目の右の列で※印でAとかBとかCとかDとかあるんですけども、それは記載内容が重複する部分がありますので、マークをつけさせていただいて、Aの部分と一緒に、といった記載させていただいております。資料5につきましては、ひとつひとつの内容については説明を割愛させていただきます。

以上、門真市地域防災計画素案についての説明を終わります。

会 長： 以上で、計画の全ての説明は終わりですか。

事務局： はい。説明は終わりました。

会 長： 説明は終わりました。この件について、膨大な資料ですので、直ちに質疑といったことはなかなか難しいのではないかとと思いますが、お気づきの点がもしございましたら、ご質問なりご意見なり賜りたいと思います。

特にございませんか。

それでは、ご質問がないようでございますので、門真市地域防災計画素案を門真市地域防災計画案として決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

はい。ありがとうございます。ご異議がないものと認め、当会議は、素案を門真市地域防災計画案に決定いたします。

○今後のスケジュールについて

続きまして、今後のスケジュールについて、事務局より説明を願います。

事務局： 今後のスケジュール案について、ご説明申し上げます。資料6「門真市地域防災計画改定スケジュール」をご覧ください。

まず、本日の会議にて、ご審議いただいた計画案につきまして、「門真市パブリックコメント手続制度要綱」に基づき、広く市民から意見募集を行いたいと考えております。公表する資料につきましては、地域防災計画案とともに、趣旨、目的、背景を示す資料と、計画案の概要を公表いたします。その、公表方法としましては、本市ホームページや市広報紙に掲載するとともに、庁舎内の情報コーナー、図書館、公民館などの施設内において資料を閲覧、配布いたします。

意見の募集期間といたしましては、平成27年11月13日(金)から翌月の12月4日(金)までの3週間程度を予定しております。

次に、平成27年度第2回防災会議についてですが、年明け1月頃に開催し、パブリックコメントで提出のあった意見と、それに対する市の考え方についてご審議いた

だき、地域防災計画としてご承認をいただきたいと考えております。計画書は年度内の公表を予定しております。

また、計画承認後、災害対策基本法第42条第4項に基づきまして、大阪府知事への意見聴取を行うこととしております。

以上で、説明を終わります。

会 長： 説明は終わりました。この件について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

無いようですので、スケジュールについては、この内容で進めさせていただきます。

会 長： 続いて、議題「その他」について、事務局より何かありますでしょうか。

事務局： その他として、特に説明はございません。

会 長： それでは以上をもちまして、議題の全てを終了しました。

これをもちまして、平成27年度第1回門真市防災会議を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

○閉会

以上、この議事録で正確であることを証します。

平成27年11月16日 防災会議委員 (所属) 大阪府枚方土木事務所

(氏名) 神田 祥司

平成27年11月17日 防災会議委員 (所属) 守口市門真市消防組合消防本部

(氏名) 児玉 勝美